

大阪広域水道企業団議会 2月定例会 提出予定議案

○議案

番号	名 称	概 要
第1号議案	大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件	<p>○地方公務員法が改正され、退職管理の適正の確保を図るための規定が新設されたことを踏まえ、再就職者による依頼等の規制や再就職情報の届出の義務付けについて、必要な事項を定める。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日</p>
第2号議案	行政不服審査法施行条例制定の件	<p>○行政不服審査法の全部改正により、不服申立手続の審査請求への一元化並びに審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続の導入がなされたことなどを踏まえ、必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員等が行う書面等の交付に係る手数料について規定 ・ 附属機関として、行政不服審査会を設置（非常設） ・ 行政不服審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を規定 <p>○施行期日 平成28年4月1日</p>
第3号議案	大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件	<p>○行政不服審査法の全部改正に伴い、同法に準じて、用語（「不服申立て」→「審査請求」等）を改めるため、所要の改正を行う。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日</p>
第4号議案	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件	<p>○地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表項目に「人事評価」及び「退職管理」を追加し、「勤務評定」を削除するため、所要の改正を行う。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日</p>
第5号議案	非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件	<p>○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、非常勤職員に、同一の事由により、本条例による傷病補償年金等と厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金等とが併給される場合の調整について、規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 公布の日（適用は平成27年10月1日から）</p>

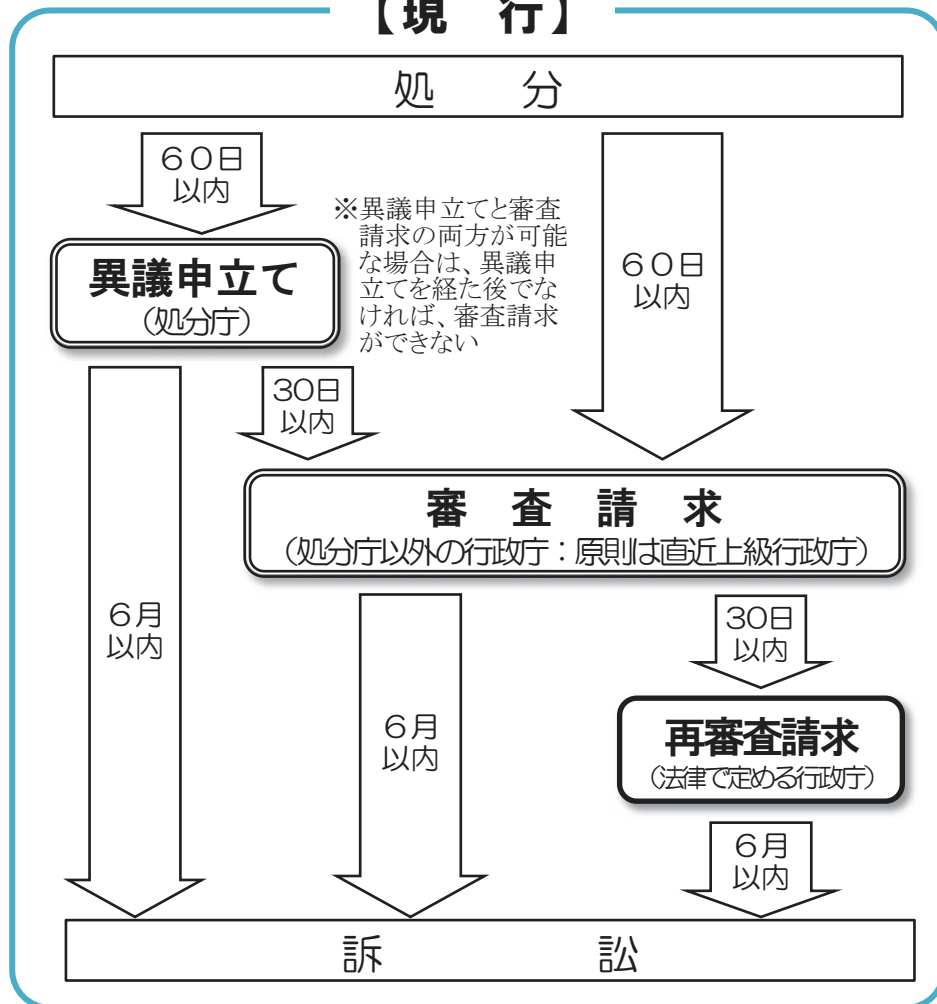
番号	名 称	概 要
第6号議案	大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件	○行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正を踏まえ、規程の整備を行う。 ・改正行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外 ・開示請求等に係る不作為を情報公開審査会又は個人情報保護審議会の諮問対象に追加 ・行政不服審査法の法律番号、用語の整理（「不服申立て」→「審査請求」等）
第7号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件	○施行期日 平成28年4月1日
第8号議案	大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件	○行政不服審査法の全部改正に伴い、同法に準じて、用語（「不服申立て」→「審査請求」等）を改めるため、所要の改正を行う。 ○施行期日 平成28年4月1日
第9号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件	○工業用水道事業における、基本料金、超過料金及び使用料金並びに保証金の単価を改定する。 ○施行期日 平成28年4月1日
第10号議案	平成27年度水道事業会計補正予算の件	○平成27年度水道事業会計予算について所要の補正を行う。 ・補正予算額 △14億22百万円
第11号議案	平成27年度工業用水道事業会計補正予算の件	○平成27年度工業用水道事業会計予算について所要の補正を行う。 ・補正予算額 △2億72百万円
第12号議案	平成28年度水道事業会計予算の件	○平成28年度水道事業会計予算を定める。 ・予算額 815億80百万円
第13号議案	平成28年度工業用水道事業会計予算の件	○平成28年度工業用水道事業会計予算を定める。 ・予算額 125億57百万円

不服申立構造の見直し

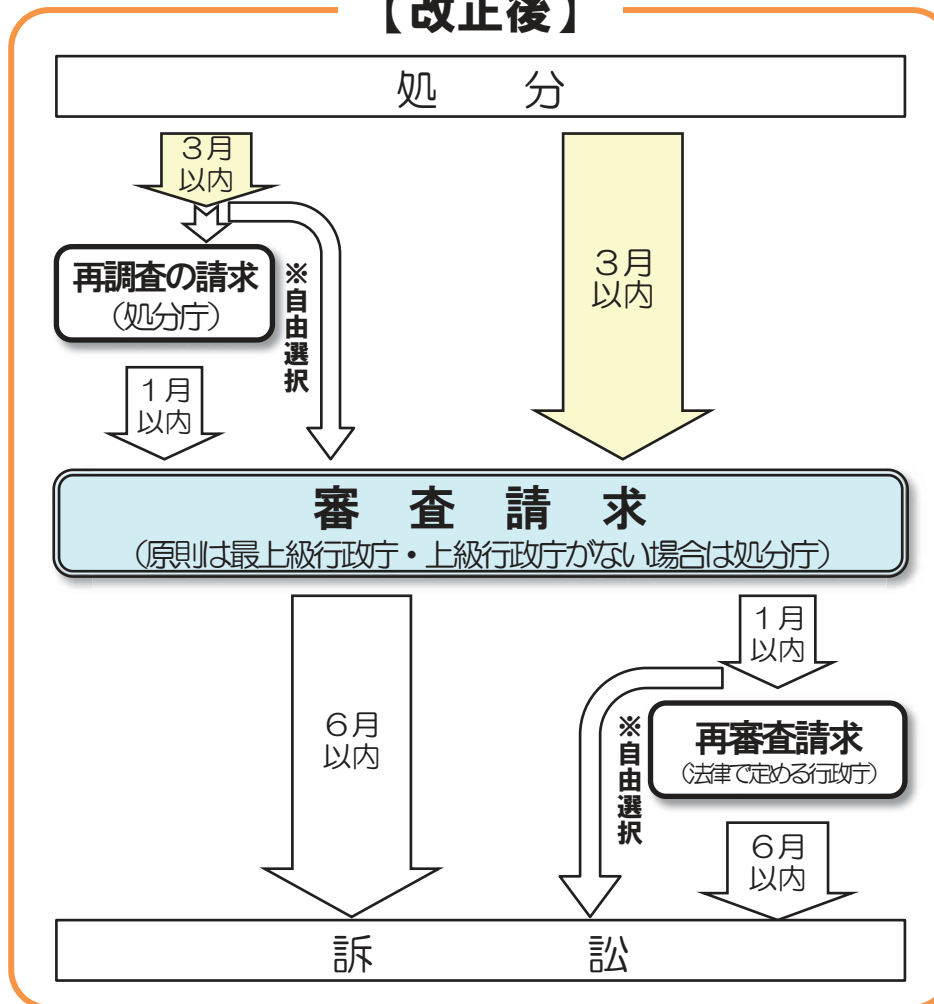
【主な事項】

- 原則となる不服申立類型を「**審査請求**」に一元化
- 例外として、個別法の特別の定めにより「**再調査の請求**」(審査請求との選択制)や「**再審査請求**」を認める
- 審査請求期間を**3月に延長**

【現 行】



【改正後】



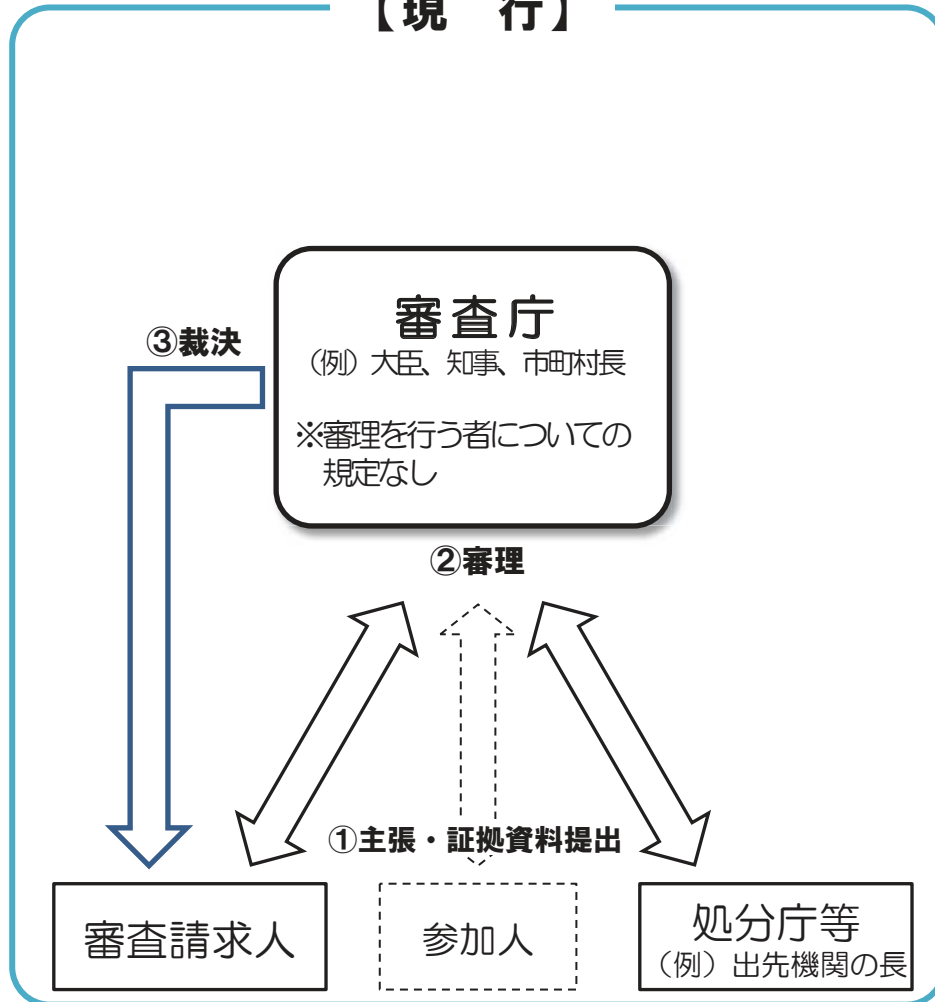
審理・裁決の公正性の向上

【主な事項】

- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う**審理員制度**の導入
- 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする**行政不服審査会等への諮問手続**を導入

(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要

【現行】



【改正後】

